

令和元年度めむろプレミアム付商品券（一般消費者向け）販売事業実施要領

1, 実施目的

令和元年10月に予定されている消費税増税による地域消費の冷え込み、それに伴う地元商店街の売り上げ減少が懸念されることから、国が実施する消費税増税による低所得者・子育て世帯への影響の緩和と、地域における消費喚起・下支えを目的としたプレミアム付商品券の発行に合わせ、一般消費者向けのプレミアム商品券を発行し消費税増税後の地域消費の冷え込みを抑える。

2, 商品券の名称

めむろプレミアム付商品券

3, 運営主体

芽室町商工会

4, 商品券の発行総額

額面総額 110,000,000円（販売総額100,000,000円）

5, 商品券の内容

1セット/500円券11枚/額面5,500円（販売金額5,000円）

20,000セット販売

6, 商品券の販売について

(1) 芽室町民にのみ販売することができる。

(2) 1人あたり10セット（販売金額50,000円）まで販売とする。

(3) 購入は事前申込（引き換え方式）とし、申込セット数が20,000セットを超える場合は抽選とする。

(4) 当選者には引換券を交付（転送不要郵便）し、引換券と交換で販売する。

7, 購入申込期間

(1) 日時 令和元年8月1日(木)～8月30日(金)

(2) 申込方法 「商品券購入申込票」に必要事項（①氏名②郵便番号③住所④電話番号⑤購入申込セット数）を記入して、郵送、持参、FAX またはメールにより芽室町商工会に申し込む。

8, 商品券の販売（引き換え）日時および場所

(1) 日時 令和元年10月14日（月・祝日）～16日（水）13:00～17:00

場所 めむろ～ど2階 セミナー室

(2) 日時 令和元年10月17日（木）～31日（木）（土日祝祭日除く）

10:00～17:00

場所 芽室町商工会

9, 商品券の利用期間について

令和元年10月14日(月)～令和2年3月10日(火)まで

10, 商品券取り扱い事業者

芽室町内の全事業者のうち、本事業に参加する意思のある事業者。
希望する事業者については公募する。

11, 商品券の利用制限

- (1) 使用した商品券の額面以下の購入に際し釣り銭は出さない。
- (2) 利用期限後の商品券は使用できない。
- (3) 商品券に金融窓口受付印のあるものは使用できない。
- (4) 商品券の紛失、盗難等いかなる場合でもその責任は負わない。
- (5) 切手、印紙、はがき、図書券、お米券等の換金性の高いもの、社会保険が適用される医療および医薬品、公共料金の支払いには使用できない。
- (6) 現金との交換はできない。
- (7) 事業者取引に伴う代金の支払いには使用できない。

12, 商品券の換金方法

- (1) 町内金融機関(道銀、信金、JA)にて取り扱う。
- (2) 換金期間は令和元年10月15日(火)から令和2年3月31日(火)の間とする。

13, 商品券の換金手数料: 無料(加盟店の負担なし)

14, 加盟店アンケート調査について

プレミアム商品券販売について、事業終了後アンケート調査を行う。

15, 個人情報の取り扱いについて

本プレミアム商品券購入申込時にご提出頂いた個人情報は、本会個人情報保護規程に基づき適正に取り扱い、本商品券購入にかかる事務にのみ使用し、使用後は責任を持って破棄致します。

令和元年度めむろプレミアム付商品券（低所得者・子育て世帯向け）販売事業実施要領

1, 実施目的

令和元年10月に予定されている消費税率引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券の発行を行う。

2, 商品券の名称

めむろプレミアム付商品券

3, 運営主体

芽室町商工会

4, 商品券の発行総額

額面総額 87,500,000円（販売総額70,000,000円 プレミアム率25%）

5, 商品券の内容

1セット/500円券10枚/額面5,000円（販売価格4,000円）

17,500セット販売（上限）（低所得者3,000人、子育て世帯320世帯3歳児未満の子ども500人を想定している）

6, 対象者と商品券引き換え（購入）可能額

購入対象者は、国の「プレミアム付商品券事業実施要領」に定められた要件に合致し、「芽室町プレミアム付商品券購入引換券」を町から交付を受けた方とする。

また、次の購入限度額、購入回数の制限を受けるものとする。

（1）低所得（非課税）世帯

- ・1人あたりの購入限度額5セット2万5千円（購入額2万円）。
- ・利用対象者は約3,000人

（2）子育て世帯

- ・1世帯あたりの購入限度額5セット2万5千円（購入額2万円）×3歳児未満の子どもの数（約500人）

*1人あたりの販売単位は、利用可能額5千円（購入額4千円）とし、商品券の購入希望に応じ5回まで分割して購入することができる。

商品券引き換え（購入）は芽室町から発行された購入引換券に1セット購入するごとにスタンプを押印し引き換え（購入）回数を管理する。

7, 商品券の利用期間について

令和元年10月14日（月）から令和2年3月10日（火）まで

8, 商品券の販売（引き換え）日時および場所

- （1）日時 令和元年10月14日（月・祝日）～16日（水）13:00～17:00

場所 めむろ〜ど2階 セミナー室

(2) 日時 令和元年10月17日(木)～令和2年2月28日(金)(土日祝祭日除く)
10:00～17:00

場所 芽室町商工会

9, 商品券を利用できる事業者

芽室町内の全事業者のうち、本事業に参加する意思のある事業者。
希望する事業者については公募する

10, 商品券の利用制限

- (1) 使用した商品券の額面以下の購入に際し釣り銭は出さない。
- (2) 利用期限後の商品券は使用できない。
- (3) 商品券に金融窓口受付印のあるものは使用できない。
- (4) 商品券の紛失、盗難等いかなる場合でもその責任を負わない。
- (5) 切手、印紙、はがき、図書券、お米券等の換金性の高いもの、社会保険が適用される医療および医薬品、公共料金の支払いには使用できない。
- (6) 現金との交換はできない。
- (7) 事業者取引に伴う代金の支払いには使用できない。

11, 商品券の換金方法

- (1) 町内金融機関(道銀、信金、JA)にて取り扱う。
- (2) 換金期間は令和元年10月15日(火)から令和2年3月31日(火)の間とする。

12, 商品券の換金手数料

無料(参加店の負担なし)

13, 加盟店アンケート調査について

プレミアム商品券販売について、事業終了後アンケート調査を行う。

14, 個人情報の取り扱いについて

本プレミアム商品券購入申込時にご提出頂いた個人情報は、本会個人情報保護規程に基づき適正に取り扱い、本商品券購入にかかる事務にのみ使用し、使用後は責任を持って破棄致します。